

軽自動車などの廃車手続き

軽自動車や原付バイクなどの廃車手続きを忘れずに

※軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

現在、所有している軽自動車など（軽乗用車・原付バイク・軽トラック・農作業用などの小型特殊自動車）で使用できない車両を所有していたり、すでに解体などして所有していない場合などには、早めに廃車手続きを行ってください。

また、名義変更や所有者の転出、転入に伴う手続きがまだの人、ナンバープレートを紛失した人も、早めに手続きを行ってください。

軽自動車税には月割課税制度がないため、賦課期日の4月1日現在で廃車手続きを終了していない場合、1年分の税金が課税されます。

[手続きをする場所]

車種	原動機付自転車（総排気量が125cc以下）と小型特殊自動車	その他の車種
場所	市役所税務課または各支所	軽自動車検査協会（☎089-975-6730） または運輸支局（☎050-5540-2076）

[原付と小型特殊自動車の変更手続き]

事由	必要なもの	備考
名義変更	新・旧所有者の印鑑	届出がない場合、旧所有者に課税されます。
車体変更	印鑑	届出がない場合、自賠責保険の変更ができません。
廃車	印鑑・ナンバープレート	
大洲市に転入の場合	印鑑・他市町村のナンバープレートがある場合、他市町村ナンバープレート	手続きの際に車名・車体番号・総排気量の確認が必要です。
市外へ転出する場合	印鑑・ナンバープレート	変更手続きを行わず、原付の使用の本拠地をそのまま大洲市内とする場合は、納税通知書の送付先をお知らせください。（大洲市内に住所のある人に限る。）
所有者が死亡した場合	印鑑	名義変更、または廃車の手続きをしてください。
ナンバープレートを紛失した場合	印鑑	所有者、もしくは事情を詳しく説明できる人が届出してください。
盗難にあった場合	印鑑・警察へ盗難届を提出し、その証明	

[問い合わせ先]

市役所税務課収納係 ☎24-2111（内線125） 長浜支所総務商工課 ☎52-1111（内線23・40）
 脇川支所総務商工課 ☎34-2311（内線212） 河辺支所総務商工課 ☎39-2111（内線124）

国民年金保険料の

納め忘れはありませんか

年金は、世代と世代を支え合う制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生活を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに納めていないと、このような年金を受け取ることができなくなる場合があります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取ることができなくなる場合があります。保険料は、社会保険庁から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、または

お近くのコンビニエンスストアなどでお支払いください。

国民年金保険料は、納付書で一括前納すると割引されます。さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。また、一括前納でなくても、月々の口座振替を早割（当月保険料の当月末引落とし）にすると割引がありますので、国民年金保険料の納付は、「口座振替」をぜひご利用ください。

なお、詳細につきましては、社会保険事務所へご確認いただきますようお願いいたします。

[問い合わせ先]

松山西社会保険事務所
 ☎089-925-5105
 市役所市民課市民第4係
 ☎24-2111（内線111）
 長浜支所市民福祉課
 ☎52-1111（内線29）
 脇川支所市民福祉課
 ☎34-2311（内線223）
 河辺支所市民福祉課
 ☎39-2111（内線152）

おめでとうございます

功績が高く評価され、
受章した方をご紹介します

〔高齢者叙勲〕



旭日双光章

増本 喜久男さん

(元河辺村選管委員長 中村)

長きにわたり選挙管理委員として活躍され、また旧河辺村では選挙管理委員長としてご尽力いただいた功績により受章されました。



第35回全日本杖道大会 優勝

白石 武志さん (高山出身)
河崎 清二さん (大洲出身)

10月19日(日)、巣鴨学園(東京都)で開催された第35回全日本杖道大会七段の部で白石武志さんと河崎清二さんのペアが見事優勝されました。

白石さんと河崎さんは、ともに大洲市のご出身で、現在はお二人とも今治市に住まわれており、今治警察署の道場などで、指導にあたっておられます。

杖道は剣道、居合道とともに、三道の一つとして全日本剣道連盟に属している武道です。

型武道で、杖道の技は体を左右等しく使うという特徴があり、バランスよく鍛えることができます。



▲ 全国大会で優勝した白石さん(右)と河崎さん

社会福祉事業功労者として 厚生労働大臣表彰を受賞



谷口ウメコさん (平野)

長きにわたり共同募金運動の推進のため率先して活動され、その功績が高く評価されました。



野崎志げ子さん (新谷)

長きにわたり民生委員・児童委員として社会福祉の推進に貢献され、その功績が高く評価されました。

シリーズ おおずの女性

おおずの女性

〜輝いて〜

Vol.50

仕事と生活の調和について

皆さんは、「もっと家族との時間をもちたい」「長時間労働がっらい」と感じたことはありませんか。現代の日本では仕事と生活のバランスがうまく取れず、悩んでいる労働者が増えています。

働き、かつ経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

この取り組みは社会的基盤の変化だけでなく、例えば「長時間労働を前提として仕事が成り立つ」という様な労働者の意識の改革も重要な点です。実際にワーク・ライフ・バランスに取り組んだ企業では、従業員の離職や病欠休職などを回避できることによりコストが削減されたほか、残業代や光熱費の削減につながっているそうです。

そこで、様々なライフスタイルをもつ個人の人々の生き方に合わせて、また子育てや介護に追われる人のニーズにも対応して多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が平成19年12月に政労使の合意の上、策定されました。

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持つて豊かな生活ができる。

「行動指針」の中には数値目標として、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を現状の10・8%から10年後には半減することや、男女の育児

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」は以下のような社会を目指すべきとしています。

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されおり、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

「問い合わせ先」市役所企画調整課 男女共同参画係

・就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことが

市役所企画調整課 男女共同参画係

大洲藩の「大鉄砲」を寄贈していただきました

このたび、京都市在住の仁志川泰治さんから、市としては初めての所蔵となる「大鉄砲」を寄贈していただきました。

仁志川さんは八幡浜市出身で、旧制の大洲中学校（現大洲高校）に在学されていた縁で、「お世話になった大洲市に少しでも恩返しをしたい」との思いから今回寄贈していただきました。

大鉄砲は、通常の火縄銃よりも口径が大きく、大筒や抱え大筒とも呼ばれます。通常の弾丸のほかに棒火矢なども発射することができ、主に建造物の破壊に用いられたと考えられます。

寄贈いただいた大鉄砲は全長97cm、重量は13・5kgあり、保存状態は良好で、幕末頃のものと考えられます。銃身には、大洲藩加藤家の家紋「蛇の目紋」が入っており、裏には「豫州大洲住安達伴兵衛作」の銘も刻まれています。製作者の安達伴兵衛は大洲藩の鉄砲鍛冶師と考えられる人物で、同銘が刻まれた火縄銃も残されています。

仁志川さんは「大洲藩のものなので、大洲市に置いて

大洲市教育委員会生涯学習課



▲市長からの感謝状を手にする仁志川さんと寄贈された大鉄砲